

下記の通り、京あんしんネット運用ポリシーを一部追加し、改定いたします。

改定前	改定後
<p>P.2 第 7 条 (1)「京あんしんネット」の運用ポリシー、利用規約に同意する、京都府内の医療機関及び、京都府内に所在する事業所の在宅医療・介護従事者。</p>	<p>P.2 下線部を追加 第 7 条 (1)「京あんしんネット」の運用ポリシー、利用規約に同意する、京都府内の医療機関及び、京都府内に所在する事業所の在宅医療・介護従事者、<u>並びに地域医療に関係する行政担当者(ただし、直接患者に携わらない者の患者グループの作成は不可)</u>。</p>
<p>P.3 第 19 条 (3)自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、かかりつけ医が行う。</p>	<p>P.3 下線部を追加 第 19 条 (3)自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、かかりつけ医・<u>地域医療に関係する行政担当者</u>が行う。</p>
<p>P.5 【京あんしんネット利用上の留意事項】</p>	<p>P.5 【京あんしんネット利用上の留意事項】 下記項目を追加 4. 地域医療に関係する行政担当者 ・行政部署間での情報共有のため自由グループを作成し、連携運用することができる。 ・患者に携わらないために患者グループの作成は不可とする。ただし、かかりつけ医(管理者)が必要と判断した場合は、患者グループへの参加を可とする。</p>

上記改定は、2017年11月16日より適用されるものとする。

改定（2019/1/28）

下記の通り、管理者権限に関する京あんしんネット運用ポリシーを一部改定いたします。

改定前	改定後
かかりつけ医のみ	<p>●京都府訪問看護ステーション協議会会員である事業所の看護師及び</p> <p>●京都府介護支援専門員会の会員で、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所に勤務するケアマネジャー</p> <p>であって当該事業所のシステムマネジャー（京あんしんネットの管理者。できれば事業所指定届出上の管理者であることが望ましい。）として、京あんしんネットに登録した者 1 名に、管理者権限を付与するものとする。</p> <p>ただし、システムマネジャーが作成する患者グループについては、かかりつけ医の承諾のもと、必ず利用者のかかりつけ医をグループに招待することを条件とする。</p>

上記改定は、2019年1月28日より適用されるものとする。